

滋賀県教育振興基本計画策定委員会 第3回会議 議事録

日 時

平成20年9月11日(木) 13:30 - 16:30

場 所

大津合同庁舎 7階7 - B会議室

出席者

出席委員：秋山元秀委員長、谷口久美子副委員長、吉見静子委員、宇野一枝委員
辻 淳夫委員、小巻おさみ委員、護法良憲委員、森岡優子委員
細川英子委員、文室淑美委員、寺村銀一郎委員、宇野正信委員
山田義和委員

(欠席委員：山中康裕委員、岩崎洋子委員、荻田久篤委員、高田利江子委員
北村美栄子委員、藤丸厚史委員)

教委関係者：末松教育長、福井教育次長、寺田教育次長、西村管理監
森教職員課長、山口福利課長、北村学校教育課長
荒川学校教育課主席参事、重森特別支援教育室主査
北川人権教育課長、関生涯学習課長、山田文化財保護課長

知事部局関係者：原田子ども・青少年局副局長

事務局：梅村教育総務課長、中村教育企画室長、笹山主査(教育企画室)
(教育総務課) 吉田主任主事(教育企画室)

傍 聴：4名

内 容

開 会

出席者報告

資料確認

1 議題：「滋賀県教育振興基本計画 答申原案」について

(1) 第2回会議を受けての修正について

(2) 答申原案について

委員長：前回の第2回会議は8月12日に開催しましたが、大変暑い時期でした。本日の第3回会議は9月に入りまして、朝晩は涼しくなりましたが、日中はまだ暑うございます。

前回会議では、答申骨子案について様々な御意見を頂きました。会議が終わってからも、委員の皆さんからFAXなどでたくさん御意見を頂いています。

それらを踏まえて、資料1の「答申原案」を作成しました。先に郵送された資料にお目通し頂いているとは思いますが、本日机の上に配布している資料が、事務局

作成の最終原案です。あらかじめ送付していた資料の中で修正すべき点ですとか、御意見をお持ちの部分は、そのまま御報告頂いて結構なのですが、頁数ですとか、一部項目が入れ替わったりしていますので、審議の上では、本日配布された資料を使い、頁数や文章の文言等につきまして、本日配布された資料に基づいて議論を進めたいと思います。

本日の会議の進め方ですが、「答申原案」は大変長いもので、いろいろ問題点があるかと思しますので、全体を通して説明し一括で御議論頂くよりも、1章ずつに分けて議論を進めていく方がよいかと思います。

「答申原案」は大きく分けると、「はじめに」「第1章」「第2章」「第3章」「第4章」となりますが、「第4章」につきましては、まだ中身が入っておりませんので、ここは作り方そのものについて御意見を頂きたいと思っています。

「はじめに」から、「第1章」「第2章」と順に進めて、「第2章」が終わったあたりで少し休憩を入れて、休憩後「第3章」という進め方になるでしょうか。4時半まで3時間という長時間の審議をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願い致します。

「はじめに：滋賀県教育振興基本計画の策定について」

委員長：「答申原案」の「はじめに」は、滋賀県教育振興基本計画の基本的なことが書いてあるところです。事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局より「滋賀県教育振興基本計画 答申原案」の「はじめに：滋賀県教育振興基本計画の策定」について、資料1および資料2に基づき説明

(説明概要)

- ・ 第2回会議の議事内容と会議後に届いた意見に基づいて、答申骨子案からの主な修正事項を資料2で整理した。
- ・ 資料1 2頁「1. 策定の経緯」について、骨子案では戦後の教育から記述を始めていたが、前回会議で、教育基本法の改正の背景・議論から始めた方が分かりやすいと意見があったので、「(1)社会変化と教育基本法の改正」からの記述とした。
- ・ 「(1)社会変化と教育基本法の改正」では、近年の社会の変化が教育を取りまく環境に大きく影響し、今日的な教育課題が発生していること、これらに対応するため約60年ぶりに教育基本法が改正されたこと、新しい教育基本法において、人格の形成や個人の尊厳といったこれまでの普遍的な教育理念を大切にしつつ、新たに、公共の精神、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承といった、今の時代にまさに求められる教育理念が規定されたことを記述して、教育基本法改正に至る経過を説明した。
- ・ 「(2)政府の『教育振興基本計画』の策定」では、新しい教育基本法に則り、政府が「教育振興基本計画」を定めることになったということと、平成19年2月に中央教育審議会特別部会が設置され、20年4月に文部科学大臣に答申、7月に成立という政府の計画策定までの過程を記している。
- ・ 3頁「(3)『滋賀県教育振興基本計画』の策定」では、地方公共団体においても、教育分野の基本的な計画を定めるよう、教育基本法第17条第2項に規定があること、滋賀県では、これまで「滋賀県基本構想」など県行政全般にかかる基本的な計画のもと、分野ごとの構想・計画・指針等に従って教育行政を進めてきたが、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的な施策推進を行う必要があることから「滋賀県教育振

興基本計画」を策定することとしたことを記している。

- ・ 参考として、囲みで「滋賀の教育をめぐる近年の動き」を追加した。平成12年4月の「『地方分権一括法』の施行」から平成20年10月の「スポレク滋賀2008」まで、全国的な動きを含めて整理している。
- ・ 4頁「2. 計画の性格」では、()教育基本法に基づく計画であること、()教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画であること、()県の他の構想・計画・指針等と整合した計画であること、を記している。
- ・ 「3. 計画期間」は、平成21年度から25年度までの5年間で、骨子案と変更はない。
- ・ 「4. 本計画で取り扱う『教育』の範囲」については、前回会議で大学教育を除く旨明記した方がよいとの意見があったため、()に国立・私立の学校および県立大学で行われる教育の内容や学校経営等については、各校の独立性を尊重して本計画で取り扱わない旨を追記した。

委員長：「はじめに」についていかがでしょうか。お気づきになった点など御意見がありましたら、御発言頂きたいと思います。

委員：2頁「1. 策定の経緯」について、前回申し上げたように変更されたのですが、「(1)社会の変化と教育基本法の改正」の1行目で「進歩」が「進み」と、同じ意味の言葉が重なっているのが気になります。「科学技術が著しく発展し、」などに置き換えたらいと思います。

委員長：少子高齢化や核家族化などと分けた方がよいということですか。

委員：そうです。

委員長：本日、このように修正しましょうと決められないものは、後でまとめて検討しますので、いろんな御意見を頂きたいと思います。

それから、本日、意見送付票という紙を1枚配布しています。会議中に全文を読み通すことはできませんので、お持ち帰り頂いて、やはりここは気になるなあという点が出てきましたら、この意見送付票で事務局に意見等をお寄せ頂き、それを合わせて答申原案に修正を加えていきたいと思います。この意見送付票を使わなくても結構です。形式にはこだわりません。今日御意見がないところはそのまま修正しないということではありません。

「はじめに」について、よろしいでしょうか。細かい文言は私ももっときちんと見たいと思っていますし、それこそ「てにをは」のレベルで修正するところもあるかもしれません。よろしいでしょうか。また後で御意見があれば頂くことにいたしましょう。

「第1章：教育をめぐる状況」

委員長：それでは、「第1章：教育をめぐる状況」についてですが、これは少し長いもので、いろんなデータをはめ込んでいます。事務局より説明をお願いします。

事務局より「第1章：教育をめぐる状況」について、資料1および資料2に基づき説明

(説明概要)

- ・ 6頁 「教育をめぐる状況」を、「1.学校」「2.地域・家庭」「3.社会」の3つの切り口で分け、中項目にしている。
- ・ 8頁 「5 特別支援教育」では、特別支援学校に通っている子ども以外にも、特別な支援を必要とする子どもがいることを明らかにするべきとの意見があったので、通常の学級においても、特別な教育的支援を必要としている子どもが約6%程度の割合で存在する可能性があることを、文部科学省調査の数字を使って記述した。
- ・ 14頁 「3 青少年の就労」のグラフを見ると、企業の業績改善が影響しているのか、平成15年頃をピークに完全失業率は低下している。しかし、このところ景気が下降気味なので、低下傾向が続くとは思われない。
- ・ 15頁 平成12年の地方分権一括法の施行以降、全国と同様、県内でも市町村合併が進行した。
- ・ 国庫補助負担金改革、地方交付税の見直しおよび税源移譲をまとめて行う「三位一体の改革」により、地方交付税が大幅に削減され、県財政は非常に厳しい状況にある。

委員長：前回会議に比べて図表が豊富に入り、分かりやすくなっていますし、全体の構成も構造的に考えて頂いたと思います。

先にお送りしていた資料とは、9頁「人権教育」で図表が加えられたりした程度で、ほとんど変わっていません。今の説明に対しての御質問でも結構ですし、それぞれの専門分野で、こういった問題にはもっと適切な資料があるとか、そのようなことも含めて、御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

委員：8月に「全国学力・学習状況調査」の結果の発表がありましたね。6頁の「1 学力」で、「滋賀県の平均正答率は、小学校中学校とも全国平均から前後5ポイントの範囲内にあります」と書いてあり、新聞を見ましても、教育委員会サイドは余り大きな問題ではないというふうにとらえているようですが、全国的な学力調査を文部科学省が再開した以上は、結果を真摯に受け止めて、そのことを肉付けして表現した方がよいと思うのですが。

委員長：もう少し踏み込んでおっしゃってください。どのような表現が必要だと思われますか。

委員：この学力調査においてのレベルアップを含めて、学力向上策をどのようにとっていくのか。一面的なことだけ申し上げてもいけません。技術論を含めて正答率の改善を図るべきではないかと思うのです。

委員長：事務局はいかがですか。今、大阪府では大変な問題になっていますね。

事務局：本日午前中に教育長の定例記者会見があり、「全国学力・学習状況調査」について質問がありました。教育長は、本県の全国順位が下位にあるということについて、大変深刻に受け止めていると申し出ておられて、そのようなことを計画に記載することになるかと思っています。

委員：よろしく願います。

委員長：確かに、「前後5ポイントの範囲内にあります」という表現ですと、それで満足しているのかと取られる可能性があります。ただいまの御意見を勘案して、また、教育長がそういった発言をされているなら、その趣旨を踏まえた表現というのがあってよいかもしれませんね。他にいかがでしょうか。

委員：8頁「5 特別支援教育」ですが、図5のグラフに「病弱 54人」と書いてありますよね。県内にある15校のうち、「病弱」の特別支援学校は鳥居本養護学校と守山養護学校の2校ですが、鳥居本養護学校に関しては、病弱虚弱の学校でありながら、実態は、発達障害の子がほとんどで、元気な子ばかりです。このグラフの人数は変わってくるのではないかと思うのですが。

委員：このグラフは、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移ですので、鳥居本養護学校が病弱の特別支援学校とされている以上は、そこに通う子は「病弱」にカウントするしかないのだらうなと思います。

鳥居本養護学校は特異な状況にあるのですが、病弱の特別支援学校と位置づけられている以上は、病弱でない子は在籍できないということです。地域の学校に行ってくださいとなるわけで、そうではなく、病弱の特別支援学校に在籍しているならば、実態がどうであれ、病弱の子どもと位置づけられているので、「病弱」でカウントせざるを得ない。そのような数字だと理解しないと仕方がないと思います。

委員長：これは公式の統計数字ですよね。だからこれを使う以上は数字を変えるわけにはいかないと思います。

委員：実態とは乖離しています。

委員：鳥居本養護学校に在籍している子どもは、さざなみ学園（彦根市鳥居本町に所在。昭和38年虚弱児施設として創設され、平成10年に情緒障害児短期療育施設に移行。不登校（登校拒否症）児、神経症児、被虐待児、病虚弱児等の心理治療、自立・自活へのサポートを行っている）の子どもたちなのですが、さざなみ学園の子どもが鳥居本養護学校に行かなければならないというルールはありません。病弱でないなら地域の学校、鳥居本小学校や鳥居本中学校に行ってくださいということになります。

ところが、実態はそうはいきません。さざなみ学園の子どもたちに地域の学校に通ってくださいと言うには、なかなか難しい要素があります。実態と乖離していると言っても、制度上の問題であって、この制度をどうするのかということは、もっと大きな話です。我々特別支援学校の校長がどうこう言える話ではありません。

委員長：第1章は、個々の問題に踏み込むのではなく、滋賀の教育というものが全体としてこういう状態ですよと示すところであって、そのために適当な統計資料を使うということですから、この数字が実態と乖離していて状況を表すのに具合が悪いならば、全く外してしまうより仕方がありません。しかし、統計データというものは、個々の実態と照らし合わせると問題が出てくるものです。どうしても気になるようなら、使わないことです。それとも995人とか298人という数字を入れなくて、グラフだけにするとかね。

委員：図5で最も示したいポイントは、特別支援学校に在籍する知的障害のある児童生徒が爆発的に増えているということなんですね。聴覚障害とか病弱がさほど増えているわけではなく、知的障害の児童生徒が突出して増えています。それを示すには、数値があった方がよいと思います。

委員長：図5は、オリジナルの数字から事務局がつくったものですか。元々統計資料としてこのようなグラフがあるのですか。

事務局：毎年の学校基本調査の数字から、事務局でグラフを作りました。その学校に生徒が何人いるのかをカウントしたものです。また、知的障害と肢体不自由など複合して障害がある場合は、どちらかに分類されています。

委員長：ここでは、現在の教育の分析ということですから、ある意味表面的なものにならないを得ないですね。他にいかがですか。

委員：全体を流して読んで、大体は頭に入りましたが、1点だけ読んでいてふっと詰まったのが、15頁「5 地方自治体を取りまく状況」の下から9行目、「国の三位一体の改革」です。できれば、アスタリスクを入れて、下にこれとこれとこれのことだと注釈を出して書いて頂けたらと思います。

事務局：三位一体の改革の説明を入れるということですか。

委員：説明でなくとも、これとこれとこれのこと、だけでいいんです。

事務局：注釈を付けるということですね。

委員長：括弧でもいいですね。しかし「5 地方自治体を取りまく状況」は生々しい。これで第1章を締めくくるとは暗いなあと感じがしますね。ただ、県の計画である以上、非常に厳しい財政状況であるということはどこかで触れざるを得ないのでしょいうね。他にいかがでしょうか。

委員：先ほどの話ですが、8頁「5 特別支援教育」について、知的障害のある児童生徒が急増した理由はどこにあるのかと問われた時、何か分析はあるのでしょうか。

委員：いろんな要素はあるのですが、知的障害のある人が本当に増えているのか、出生率で増えているのかということ、必ずしもそうではないだろうと思います。多少は増えているかもしれませんが、爆発的に増えたわけではないでしょう。ただ、文部科学省でも明確な理由を出しかねている状況です。

特別支援学校への在籍数ということだけで言いますと、例えば、過去に比べると、保護者の中に、養護学校という特別な場に子どもを入れることに対する抵抗感がなくなってきたという要因はあるのかなと感じますね。障害のある人のうち、養護学校に通う人が増えているということはあるように思います。他にも、いろいろ要因はあるかもしれません。

知的障害のある児童生徒数は、全国的にも本県と同じような推移をしまして、養護学校が義務化された昭和54年に増えて、平成5～6年頃あたりで減少して、そこ

から現在に至るまで爆発的に増えています。

委員：知的障害の中に自閉症児も入っていますよね。自閉症児も増えているのですか。

委員：自閉症の人は、知的障害の全くない人から非常に重い人まで連続性のある状態です。ですから、自閉症の人で知的障害があって養護学校にいる人というのは、昭和54年当時からおられます。

知的障害のある児童生徒の幅が広がっているわけですから、その中の自閉症児もこれまでの幅よりは広がっているだろうとは考えられます。

以前は、うちの子は特別じゃない、地域の学校に入れようという意識を持っておられた方も多くいらっしゃったようですが、養護学校に子どもを入れるということについて、保護者の抵抗感が少なくなってきたということで、養護学校に入る幅が広がっているという感じがします。知的障害のレベルが重い人が増えたとか、軽い人が増えたとかは、要素としてあるかもしれませんが、ただ、これは私の感じ方ですので、何とも申し上げられないですけど、そのように感じています。

委員長：ここに挙がっているのは、学校に在籍している障害者の数なんですね。障害者の人数を厳密に測ることはできません。身体障害者手帳や療育手帳を持っているかどうかで数えても、それこそ統計上の数字にすぎませんから。どこからが障害児であって障害児でないかという区分を一般的に定めるのは不可能です。統計には必ず限界がありますが、何らかの現状を示すためには、統計上の数字を使わざるを得ません。

そういう統計の限界を認識したうえで、データを使っていくということになるのですが、複雑な留保条件を書くわけにもいきませんし、文章表現としては正確に書いてあると思います。

最後のところで、通常の学級における課題にも触れてありますので、現在の特別支援教育の状況について、短いけれども的確に表現しているのではないかと思います。

委員：おっしゃるとおりだと思いましたので、手を挙げませんでした。

委員：本県だけの特徴なのか、他府県と比べて特別な理由があるのかどうかと思ったのですが、全国的な状況と同じだとおっしゃったのを聞いて、私は納得しました。

委員：10頁「2 家庭の姿」について、書いてある内容は問題ありません。ただ、今、格差社会と言われていて、生活保護世帯の割合が高くなっていると聞いています。経済的に不安定なことから、生活が安定せず、子どもへの虐待などの問題が起こることもあります。経済事情についての項目を1つ入れられないかと思うのですが。

委員長：検討させていただきます。入れるとすると「2 家庭の姿」でしょうね。

第1章は現状の分析を簡潔に記述するところなのですが、どうしても最新のデータが見つからなかったところもあるようです。しかし、かなり近い年代のデータを探して頂きましたので、ほぼ、こういった形で、より完成稿に近づけていくということでよろしいでしょうか。いくつか御注意頂いた点は十分検討をしたいと思います。

「第2章」

委員長：それでは、第2章ですね。第2章、第3章が計画の骨格になる部分です。第2章は分量は多くありませんが、「今後10年間に目指す滋賀の教育の姿」という一番大きな基本的な目標を記述するところでして、非常に重要な部分ではないかと思えます。

まず、第2章について御検討頂いて、その後休憩を取るタイミングになるかと思えます。第2章の説明をお願いします。

事務局より「第2章：今後10年間にめざす滋賀の教育の姿」について、資料1および資料2に基づき説明

(説明概要)

- ・ 16頁 前回会議において、人間像を先に書くべきとの議論があったが、滋賀県基本構想が上位計画ということもあり、基本理念を「社会」の基本理念と考え、「社会」「人間像」「教育の目標」という構成のままにしている。
- ・ 近江商人の心や中江藤樹先生の教えを滋賀県らしい特色としてもっとはっきり出すべきという意見があったので、17頁に囲みで「近江(淡海)の心」を具体的に記した。
- ・ 「1. 滋賀がめざす社会のあり方・基本理念」は、滋賀県基本構想から引用している部分。「はじめに」の「1. 策定の経緯」と内容が重なっているところがある。
- ・ 17頁 上段に、参考として滋賀県基本構想で記載している「暮らしの将来の姿」を示している。
- ・ 19~21頁 に、教育の基本目標を3項目に分けて記載している。この3項目は、第3章の柱立てにそのままつながるので、説明を第2章ですべきか、第3章に持って行くべきか議論があるかと思う。

委員長：前回会議で、第2章ではまず「人間像」を記載するべきではないかと御意見がありました。どちらの順番がよりうまく流れるかという観点から、最初に、滋賀県基本構想を引きながら「社会」のあり方を自律と共生ということでまとめて、その社会での「人間像」を「近江の心」でまとめました。「近江(淡海)の心とは」という囲みが入ることによって、より分かりやすくなったのではないかと思います。

このように目指すべき「人間像」を描き、そのための教育の基本目標として、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」があるという、「社会」があって、「人間像」があって、そういう人間を育てるための「教育」があるという構成にしたいという提案です。

その基本目標を実現するための施策として、第3章があるわけですが、第3章の内容を少し先取りして、「(1)子どもたちの生きる力を育む」「(2)社会全体で子どもの育ちを支える」「(3)生涯学習社会づくり」という3つの観点から、目標を実現していこうという構造ですね。ですから、「4. 教育の基本目標の3要素」と書いてありますが、バラバラに3つの要素に分けるということではなく、どのようにこの計画を実現していくのか、3つの視点から描かれているということだと思います。

それではいかがでしょうか。やや抽象的な話ですが、十分に御議論頂ければと思います。

委員：18頁「3. 教育の基本目標」の中段に、今日の子どもたちの状況が書いてありますが、9頁「6 人権教育」で、「自分には良いところがあると思う」と回答し

た割合が全国平均と比べてやや低いというデータがありました。全国的に見ても「自分に良いところがない」や「生きていく価値がない」など、自己肯定の意識が低下していて、そこから親御さんに刃物を向けたりとか、いろんな事件も起きたりしているのかなと思いますので、自己肯定の思いが低くなっているということが、現状の特徴で入るのではないかと思います。

全体の構成では、**19頁**「4．教育の基本目標の3要素」の「次の3つの要素からなります」を「次の3つの観点から進めていきます」というようにして、第2章の後半は、ポイントだけを整理して、第3章の前段に書き込んでいくということで整理をしてはどうかと思います。

委員長：御意見の前半は、**18頁**「3．教育の基本目標」に、子どもたちの自己肯定感について盛り込んではどうかということですね。

委員：はい。

委員長：御意見の後半は、書き方の問題ですので、そのように修正することも一案だと思います。

16頁で自律と共生というキーワードの間を矢印でつないでありますが、これはこういう形にしますか。自律を共生に結びつけるということでよいのではないのでしょうか。矢印にしますと、自律が共生になるという意味のようでわかりにくいと思います。

以前の資料では矢印がなくて今回付け加わったのですが、ポンチ絵でなく文章記述の中で矢印で結びつけるというのはやめた方がよいでしょう。

「近江（淡海）の心とは」の囲みは、教育長がおっしゃっている言葉ですか。

事務局：教育長が言っているというだけでなく、以前から「豊かな心とは何か」ということについて教育委員会内で検討を続けていまして、このような切り口を整理していたということもありました。

委員長：囲みに入っていると、誰かが言った言葉のように思いますね。それならば誰の言葉なのかを出すべきかと思いました。中江藤樹、糸賀一雄、雨森芳洲の3人を子どもたちがちゃんと説明できるかという点と難しいかもしれません。さらに近江商人もありますし、環境もありますし、うまくはまっていますね。

教育の基本目標の「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」はすばらしいキーワードで、これ以上どうこうすることはないと思います。

それでは、先に第3章を検討して、第3章の中身によっては、必要に応じてまた第2章に戻って、その時にこの部分との関連はどうだとか、こういうことを入れたらどうかという意見が出てくるかもしれませんので、最後にもう一度振り返るということにして、次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、2時50分になりましたので、今から約10分間休憩を入れ、3時から再開したいと思います。

- 休憩 14:50～15:00 -

「第3章」

委員長：3時になりましたので会議を再開します。あともう少し御協力頂きたいと思えます。第3章は少し長いので、説明に時間がかかると思いますが、「今後5年間に取り組むべき施策と目標」ということで、この計画のメインになる部分といいますか、具体的な課題がここに書き込まれるわけです。それでは説明をお願いします。

事務局より「第3章：今後5年間に取り組むべき施策と目標」について、資料1および資料2に基づき説明

(説明概要)

- ・ 過日送付した資料から、第3章は大幅に変更している。
- ・ 先に送付した資料では、1頁で1つの小項目を挙げていたが、分量が多く読みづらいのではないかと議論が内部であり、おおむね1頁に2つの小項目を収めるように文章を縮めた。つなぎの関係で一部書き加えているところもあるが、基本的には文章をカットした。
- ・ 前回会議で、目標を入れるべきという意見があったので、中項目ごとに成果指標や事業目標を入れている。
- ・ 「1 『確かな学力』を育む」は、主に学校で行われることを7つの小項目に分けて表記している。
- ・ 前回会議で、「(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり」について、高等学校のことしか書いていないという指摘があったので、高等学校と少し性格は違うが、小中学校の特色ある学校づくりについても記載した。
- ・ 「2 『豊かな心』を育む」の「(1) 規範意識など社会性の育成」の次に「豊かな人間関係の育成」があったが、(1)と似た内容だったので、合わせて1つの項目にした。
- ・ 前回会議で、「生きる力」を「知」「徳」「体」で整理すべきという議論があったので、中項目の3つ目に、新たに「3 『健やかな体』を育む」を設けた。
- ・ 滋賀県らしい教育ということで、環境教育を取り出し、「滋賀の自然と共生する力を育む」としていたが、前回会議で、自然だけでなく文化財をはじめとする地域資源を教育に活用すべきという意見があったので、「4 『滋賀の自然や地域と共生する力』を育む」とした。
- ・ 「5 信頼される学校をつくる」の中で、学校運営のマネジメントや品質管理の方向性を出すべきとの意見があったので、小項目に「(2) 学校運営の改善に取り組む」を追加した。
- ・ 「6 教育力を高める」は、「教育力」ではなく、「教師力」ではないかという意見があったが、コーディネーターやカウンセラーなど、外部の協力も必要だという意見があったので、「教育力」で整理したうえで、小項目に「(5) 組織・チームの教育力を高める」を追加した。

委員長：前回会議の骨子案に比べて、中身がぎっしりと詰まっています。全体の構造は、**資料1**の**1頁**を見て頂ければ分かりますが、「1. 子どもたちの『生きる力』を育む」、「2. 社会全体で子どもの育ちを支える」、「3. 生涯学習社会づくり」という大きく3つの観点からなり、最初の「1. 子どもたちの『生きる力』を育む」には、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」と、「滋賀の自然や地域と共生する力」が子どもたちに育むべき4つの力として、4つの中項目

になっています。

さらに、学校教育ということで、「5 信頼される学校をつくる」「6 教育力を高める」を加えまして、合わせて6つの中項目からなっています。

また、中項目それぞれに小項目があるわけですが、小項目の最初にゴシック体で2～3行で書いてあるのが一番重要な文章で、その下に明朝体でさらに説明が書いてあるわけです。非常にコンパクトに、1頁に2項目の分量で記載しています。

さらに、中項目ごとに成果指標・事業目標の表がついていまして、代表的な指標、事業を挙げて、単に矢印で示しているだけのものもありますが、平成25年度にはどのようなかたちで実現しているかを具体的に表しています。前回会議で、この第3章についてはたくさんの意見を頂きましたので、それをできるだけ盛り込んでこのような原案を作りました。

いまから、余り時間はありませんが、できれば先に構成について御意見を頂くことにして、細かな文言等については、ゆっくりお目通し頂いたうえで、配布されている意見送付票や、もちろんメールでも結構ですし、どんな形でも結構ですので、それぞれの御専門、お立場から修正意見をお寄せ頂ければ、それらを取り込んで、10月30日の第4回会議に事務局としての最終案を出していく、そういうスケジュールを考えています。

第3章は多岐に渡りますので、大項目、中項目、小項目の項目ですとか、構成の仕方などについて、御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

前回会議で、「知・徳・体」で構成すべきという意見が強くありましたので、中項目に「(3)『健やかな体』を育む」を追加しています。ただ、「体」の小項目が3つであるのに対して、「知」と「徳」は7項目ずつあり、バランスが少し悪いのですけれど、数だけ合わせるというものではありませんし、書き込むべきことは書き込んであるのではないかと思います。

一方で、「知」「徳」「体」で分類してしまうと、小項目の分類がこれでよいのかという問題が出てくるかもしれません。例えば、特別支援教育は「確かな学力」に分類されていますが、いかがでしょうか。ただ、どこかにはめ込む必要がありますので、学力を単にテストがよくできるということではなく、総合的な知力という広い意味でとらえれば、これでよいのかとも思います。

大項目の「子どもたちの『生きる力』を育む」や「社会全体で子どもの育ちを支える」「生涯学習社会づくり」の説明は、第2章に書いてありましたが、第3章の大項目の下でまとめた方がよいのではないかと、という意見もありました。

膨大で長大ですので、なかなか御意見が出しにくいかもしれませんが、何かございませんか。やはり、ここで皆さんで議論して頂くというのが大切だと思います。

全体のことでなく、小項目の表現の仕方だとか取り上げ方とか、個別のことで結構です。どの部分からでも結構ですので、積極的に御意見を頂きたいと思います。

文化財の取り上げ方など、随分修正されましたが、いかがでしょうか。

委員：今回の案では、大事なことはきちっと入っていますし、言葉も選んで使っているんで、なかなかよくまとめられたと思っています。

委員長：スポーツの記述はいかがですか。

委員：「学力」と「心」と「体力」で構成して頂いたのはよいと思います。ただ、「健やかな体」という言葉では弱いかと、少し引っかかっています。子どもによって差は

ありますが、最近では守らなければいけないひ弱な子どもがすごく多くて、自分で自己防衛ができない、防衛的な体力もなくなっています。そういう子どもが多くなっていますので、「健やかな体」ではちょっと弱いように思います。言葉を考えて頂けたらと思います。

委員長：「豊かな心」に対して「健やかな体」と対句になっているのですが。

委員：それは結構ですが、ちょっと弱いですね。「強靱な」とか「強い」という意味合いを入れて頂けたらいいかと思います。

委員長：では、適当な言葉を御提案頂けますか。それからもう1つ。前回会議で幼児教育の取扱いについて話題になりました。各項目横断的に考えるのか、幼児教育だけで1つの項目を挙げるのか。本日の案では、幼児教育だけで項目を作るのではなくて、全体に含まれるというように構成をしています。そのあたりはいかがでしょうか。

委員：基礎・基本のところでも、思考力とか判断力とか表現力とか、教育の原点から大切にしていくことが全部盛り込まれていますし、そこに幼児教育も総括されていると理解をさせて頂きました。

委員長：すべての発達段階にかかわることだという理解ですね。高等学校についても高等学校だけ1つの項目で取り上げるのではなく、いろんな項目で高等学校だったり、小学校や中学校についても取り上げているのですが、そのことについてはいかがですか。

委員：最初の案からしますと、非常によくまとめて頂いていると思います。

委員長：いかがですか。

委員：委員と同じように感じています。ただ、個別に見ますと、23頁「(2) 課題解決的な学習や探究活動の充実」で、総合的な学習の時間についてここまで大きく取り上げることはないように思います。学習指導要領の改訂も行われ、本来ならそれぞれの教科でやるべきことであるという話も出てくるでしょう。専門高校の課題研究はそれなりに意味があってやっているのですが、総合的な学習の時間ばかりを大きく取り上げることはないという気がしますね。学校教育課の考えもあるかと思いますが。

委員長：事務局はいかがですか。

事務局：確かに、委員が今おっしゃったようなこともありますので、検討したいと思えます。

委員長：それぞれの課室がこだわる部分もあるかもしれませんが、検討課題としておきたいと思います。それから、私学について、こういう表現でいかがですか。

委員：以前私が申し上げたことについては、一步入って頂いたと思います。

委員長：一步入って、また一步後退することはありませんかね。難しいところですけども。

委員：意見はたくさんありますが。

委員：「5 信頼される学校をつくる」について、39頁「(2) 学校運営の改善に取り組む」の真ん中あたりで、「すべての学校・園では」や「幼児児童生徒」という文言あって、幼稚園が入っていますし、幼稚園においても重点項目にしている部分なので、中項目名を「5 信頼される学校・園づくり」として頂きたいと思います。

それにかかわって、小項目の「(1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる」も、開かれた園づくりということで幼稚園でも取り組んでいますし、小項目の(1)から(4)までは、学校と同じように幼稚園でも重点事項として取り組むべきことですので、それぞれ幼稚園が入るような表現に御検討頂きたいと思います。

委員長：原案を書く中で、幼稚園を気にして書いているところと、余り気にせず書いているところの違いがあるように思いますね。

事務局：漏れているところがあるようで、申し訳ありません。

委員：意識されるといいと思います。

委員長：原案全体を見て、必要な部分には入れて頂くということにしましょう。そのような点も余り気がついていないかもしれませんので、御指摘頂きたいと思います。保護者の立場から、何かお気づきになった点はありますか。

委員：PTAという言葉に反応してしまうのですが、29頁「(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進」の下から3行目に「PTA活動などの地域活動にも浸透するよう努めます」と書いてあります。「1. 子どもたちの『生きる力』を育む」という大きな枠の中で項目の中で、子ども対象の項目が並ぶ中に、親たちの組織や地域組織にも働きかけるという内容がここに加わっていいのかなと思います。

子どもたちの「『豊かな心』を育む」ためには、親が変わっていかねばいけないうことを、一步踏み込みながらやんわりと入れているのかなとも思ったのですが。そういう意味で、「(2) 思いやりの心の育成」や「(3) 人権教育の推進」についても、学校・家庭・地域との連携という言葉が入っているのだろうなとは思いつつながら読んだのですけれども。

委員長：これは、男女共同参画の視点が大事というのがまずあって、どの中項目に入るかというと、広い意味で「豊かな心」かなということと分類されたようですので、少し違和感があるかもしれませんね。「(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進」がなぜ「豊かな心」につながるのか、うまい説明が入るといいのですが。

PTA活動については、唐突に入ってきたような感じがしますね。

事務局：迷うところもあったのですが、学校をサポートするPTA活動の中で、それが子どもたちの教育に影響するという視点で、この場所に入れました。ここではなく家庭のところに入れるべきと言われるとそうかもしれません。

委員長：ここにいれるなら、そのような書き方にした方がよいでしょうね。

事務局：検討します。

委員：前回の案と比べると、頭の中で整理がしやすくなりました。ただ、今おっしゃったとおりで、どうしてここにPTAが入るのかなという違和感があって、私もチェックをしていました。

原案をざっと見て、先生方は大変だなという印象を持ちました。マネジメントの観点から、この計画が先生方に伝わる時に、あれも、これも、どれも、ということになって、肝心の指導であるとか、知識の伝達ということに漏れがないように、「『確かな学力』を育む」のところをきちんとして頂けるといいなと思います。総花的な言葉で表すと、これしかないのかなと妥協的なところですよ。

委員長：PTAという言葉は使わない方がよいのですか。

委員：そんなことはありませんが、PTAという言葉の中には当然先生も入っておられますのでね。

委員長：そうなんです。先生方にはあまりそういう意識がないかもしれませんが、PTAは親の会ではなく、必ずティチャーズも入っているんです。

委員：我々から見ると、保護者と教師の両方の会ですよと思っているのですが。

委員長：48頁の「(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり」がまさしく、保護者がどうかかわるかという問題ですけど、ここではPTAという言葉は全く使っていないんですよ。

委員：地域活動という大きなくくりで言うのであれば、保護者という言葉の方がよいのかもしれないですね。PTAは特定の団体ですから。

委員長：PTAという言葉はどう使うかは難しいですね。

委員：あえて入れてくださったのかもしれませんが。

委員長：それはどうでしょうか。「(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進」のところだけにPTAが入るのはちょっと唐突ですね。

委員：「などの地域活動」と付いていますので、PTAのことだけではないと思いますが。

委員長：問題としてメインになるのは、「2. 社会全体で子どもの育ちを支える」だと思いますね。

委員：教育についてはそれぞれの立場があって、様々な意見があると思いますが、委員

全員がたった1つ同意する事柄があるならば、それは家庭における教育力の低下についてだと思えます。「はじめに」でしっかりとうたっているにもかかわらず、家庭教育に踏み込んだ記述がないように思います。

例えば、48頁の「(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり」は、すごくありがたいのですが、それ以前に、保護者たちの意識の低さがあって、「地域の人や企業、団体、NPOなどが学校や子育て中の家庭にかかわり」とありますが、余り家庭に立ち入られたくない、ママ仲間だけでつるんでいる方たちがわりといます。核家族化の中で、24時間子どもと向き合っていたらいろいろつらいこともあるでしょうと支援をしてあげたい気持ちは非常にあるんです。子育てが一段落付いた人たちが支援をしてあげたいという気持ちもあるのだけれども、肝心の親の側に余り立ち入られたくないというところがあって、子ども会にも参加しない、抜けていくという状況があります。保護者の私が言うのも何なのですが、保護者をどうすべきか、保護者の教育をどうしたらいいのかを、項目を立てて頂ければと思いました。

委員長：確かに、ここにある項目は、家庭教育を応援する社会なんですね。家庭教育そのものをもっとしっかりしなさいよというようなものは挙げていないんです。家庭教育が教育の基本ですよと、家庭教育そのものをもっと充実しなければ、教育は駄目ですよというような視点では、項目が挙がっていないんです。まず家庭教育が非常に重要であるということを前段で言って、だから、それを支援する社会が必要なんだという展開があった方がよいのかもしれないですね。ちょっと考えさせて頂きたいと思います。

委員：おっしゃらなければ言おうかと思っていたのですが、前回会議で、家庭の教育力を高めるということをすごく話していましたので、資料をずっと探していました。

私たち学校も変わっていかなくてはいけないし、家庭も変わらなくてはいけないし、社会もそうだし、この3つがまとまっていくのがこれからの教育を高めていく本当に大事なところだと思っていますので、教員は学校で頑張るし、保護者も頑張っていて、そのあたりどう出して頂けるかと期待していたのですが、書いていなかったのが残念でした。

それから、44頁「(4) 人事評価制度の導入」について、資質向上だけではなくて、意欲向上的な面を入れて、自分の頑張った力に対して給与にも反映していくと明確に出しているのは、よいのか悪いのか。

42頁の事業目標の「29 全校試行の実施」というのは人事評価のことですか。

委員長：全校試行だけでは分かりませんね。人事評価制度の全校試行ということですね。教職員課の方も、給与に反映させると書きたいところだけれど書いてよいのかどうか、厳しいところではあるでしょうね。

あと、家庭教育が重要だという認識を施策でどのように表現するかですね。家庭教育の充実のため、環境づくりであるとか、社会が支援しましょうとかたちになっていますが、県が家庭教育の充実を図ると言っても、どうやって図るのか、方法をどう考えるのかということですね。広報活動を行うとか、PTAとタイアップして何か行うとか、施策を出さないといけませんよね。これは担当課室とまた御相談頂いて。

事務局：前回会議でも荻田委員から、まず親の教育が大事だという話があったのですが、

なかなか手を出すのが難しいところです。今日の資料ではまだ内容が書けていない第4章の「学校、家庭および地域住民の相互の連携協力」という項目で書く必要があると思っています。

委員長：予定をしていた時間になりましたが、まだ十分に御意見を頂けていませんし、特に第3章は今日初めてお手元に届いたわけですから、大変恐縮ですが、お帰りになってから、もう一度お目通し頂いて、御意見を事務局に是非お寄せ頂きたいと思えます。これはいつまでというのはありますか。

事務局：気がついたときに頂ければと思います。

委員長：時間をおくと忘れてしまいますから、今週中くらいにお目通し頂いて、来週のかかりくらいに頂ければ非常にフレッシュな対応ができるのではないかと思います。次回会議は10月30日ですが、会議の直前に意見を頂いても原案に反映できないかもしれませんので、できれば9月中にお寄せ頂ければありがたいです。それから、関係部局と調整したり、再度御意見を頂いたりしながら、10月30日には最終的な案を作って、ここに提案したいと思っています。

第4回会議においても、当然修正意見が出てくるとは思いますが、重要なことでなければ私たちの方で修正させて頂いて、知事からの諮問ですので、知事に答申を返すというかたちになります。

最後に第4章ですね。これは項目が挙がっているだけでございます。これについて、ちょっと触れて頂けますか。

事務局：第3章の各項目を推進するにあたって、環境整備をしておかなければならないことを第4章に記載するつもりです。その中の大きな項目の1つとして、いろんなところに連携と書いているけれども、実際の連携をどのようにしていったらいいのかを書く必要があるのではないかと考えています。

このあたりは是非、こうしたことがいいよという御意見を頂きたいと思えます。素案はありませんけれども、思っておられることでアドバイスが頂ければ非常にありがたいと思えます。それらを参考にしたうえで、最終の会議にかかるまでに、皆さん方に一度御提示をして御意見を頂戴したいと考えています。ここ1～2週間のうちに御意見を頂ければと思いますので、よろしく願います。

委員長：実際の修正作業はもちろん事務局でして頂きますけれども、私と副委員長とでまとめたものを見せて頂いて、修正したものを10月30日の第4回会議にかけるという手順でよろしいでしょうか。誠に勝手ですが、最終原案の決定は、委員長と副委員長が責任を持ってさせて頂くということで、本日は収めたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

配布しました意見送付表は紙1枚だけですが、メールをお使いの方はもっと自由に、添付ファイルでなくても本文そのものを書いていただいても結構ですし、手書きをそのままファックスで送って頂いても結構です。あるいは、簡単なことならば電話で御伝言頂いても構いません。申し訳ありませんが、お帰りになってから再度お目通し頂いて、御意見を頂戴したいと思えます。

それでは、本日の会議はこれで閉じさせて頂きます。事務局から願います。

事務局：今、委員長から話がありましたが、第4回会議を10月30日木曜日、時間は本日と同じ午後1時30分から4時30分で予定しております。会場は、現在のところ、県庁の7階大会議室を予定しています。改めて通知をいたしますが、あらかじめ日程の調整をお願いします。

それでは、最後にあたりまして、他の公務の関係で遅れてまいりましたが、末松教育長からごあいさつをさせていただきますと思います。

末松教育長：御苦勞様でございました。他の公務で安土に行っておりましたので、遅れて参りました。おわび申し上げます。

委員の皆さま方には、今回も熱心に御議論頂きまして、御意見を頂いたわけですが、これらを含めましてよりよいものにしていきたいと考えております。

皆さまもお聞き及びのことと思いますけれども、滋賀県の財政状況は非常に厳しい状況にあります。そんな中で第3章に書いています5年間の県の施策をお約束するということは、正直申しまして非常に難しい、そんな面が出てくることであろうかと思えます。

ただ、本日の答申原案の中にも「教育は人なり」という言葉が出てまいりましたように、人を教育するのはやはり人でありまして、このような時代であるからこそ、教員一人ひとりの力が最大限に発揮されることが大切でありまして、それを後押しできるような計画をつくっていききたいと考えています。

予定しておりました4回の会議のうち、本日で既に3回が終了したわけでございます。大変厳しいスケジュールの中で御議論頂き、また、調整がつかず、答申原案の中で一部準備できなかったところがございますけれども、委員長にも御心配頂いているところですが、10月30日に答申の最終的な形に近い案について、御審議頂くことになろうかと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

委員長：どうもありがとうございました。それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。長時間に渡ってありがとうございました。会議はもう一度ございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

閉 会